

令和4年6月16日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は 101 件、うち重大事故等として通知された事案は 26 件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（101 件）
 - （1）関係行政機関より 97 件（食品－62 件、製品－29 件、運輸－1 件、役務－4 件、施設－1 件）
 - （2）地方公共団体等より 4 件（製品－1 件、役務－3 件）
 - （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より 0 件

 2. 重大事故等として通知された事案（26 件）
 - （1）関係行政機関（23 件）
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故情報（1 件）
 - 警察庁に報告のあった製品事故情報（1 件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故情報（21 件）
 - （2）地方公共団体等（3 件）
 - 製品による事故情報（1 件）
 - 役務による事故情報（2 件）
- 注：（1）及び（2）の事案については、被害拡大のおそれがあり得ると考えられることから、通知元等に対して対応状況を確認し、その結果を踏まえ、今後の対応を検討する予定。
- （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）（0 件）

3. 特記事項

別紙「関係行政機関及び地方公共団体等からの通知」備考欄に記載されたリコール情報については、詳細を「消費者庁リコール情報サイト」で確認することができます。以下のウェブサイトアクセスして御利用ください。

「消費者庁リコール情報サイト」ウェブサイト

PC・携帯 <https://www.recall.caa.go.jp/>

4. 留意事項

これらは、消費者安全法第12条第1項又は第2項及び第29条第1項又は第2項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知に関する問合せ

消費者庁消費者安全課 三宅、石井

TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1220606-01	令和3年5月29日	令和4年6月6日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	東京都	
G1220606-02	令和3年7月22日	令和4年6月6日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	東京都	
G1220606-06	令和4年5月22日	令和4年6月6日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
G1220606-07	令和4年5月22日	令和4年6月6日	電気炊飯器	火災	当該電気炊飯器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
G1220606-08	令和4年5月30日	令和4年6月6日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該ポータブル電源(リチウムイオン)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1220606-09	令和4年6月2日	令和4年6月6日	充電器	火災	当該充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	G1220606-10 と同一事故
G1220606-10	令和4年6月2日	令和4年6月6日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	G1220606-09 と同一事故
G1220607-01	令和4年2月26日	令和4年6月7日	電気ストーブ	火災	当該電気ストーブから出火する火災が発生。	福岡県	
G1220607-06	令和4年5月26日	令和4年6月7日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	
G1220608-02	令和4年1月30日	令和4年6月8日	電気ミニマット (YMM-605(株式会社山善ブランド):ワタナベ工業株式会社(株式会社山善ブランド(輸入事業者)))	火災	当該電気ミニマット及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和4年2月4日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済 平成19年1月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率6.0%
G1220608-06	令和4年4月16日	令和4年6月8日	バッテリー(リチウムイオン、電動自転車用)	火災 重傷1名 軽傷1名	当該バッテリー(リチウムイオン、電動自転車用)から出火する火災が発生し、1名が重傷、他1名が軽傷を負った。	大阪府	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1220608-10	令和4年5月23日	令和4年6月8日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
G1220608-11	令和4年6月2日	令和4年6月8日	蒸気排出ユニット	火災	当該蒸気排出ユニットを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	
G1220608-16	令和4年6月6日	令和4年6月8日	石油ふろがま	火災	当該石油ふろがまを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	大分県	
E3220609-01	令和4年6月8日	令和4年6月9日	運輸サービス(乗合バス)	重傷1名(70歳代) 軽傷1名	当該乗合バスが運行中、対向車線の停車車両の後方より歩行者と自転車が飛び出してきたため急ブレーキをかけたところ、その揺動により立っていた乗客1名が転倒し、右大腿骨骨折の重傷。他1名が手首等を打撲する軽傷。	埼玉県	
G1220609-03	令和4年6月3日	令和4年6月9日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
F1220610-01	令和4年6月7日	令和4年6月10日	バッテリー(リチウムイオン、エレキモーター用)	火災	当該バッテリー(リチウムイオン、エレキモーター用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1220610-01	令和4年1月13日	令和4年6月10日	ガスこんろ(都市ガス用) (RBG-30A3:リンナイ株式会社)	火災	当該ガスこんろ(都市ガス用)を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和4年2月18日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1220610-02	令和4年4月2日	令和4年6月10日	軽自動車	火災	当該軽自動車から出火する火災が発生。	佐賀県	
G1220610-04	令和4年5月	令和4年6月10日	凍結防止用ヒーター(水道用)	火災	当該凍結防止用ヒーター(水道用)を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和4年6月3日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1220610-08	令和4年6月6日	令和4年6月10日	バッテリー(リチウムイオン、アシスト自転車用)	火災	当該バッテリー(リチウムイオン、アシスト自転車用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
G1220610-13	令和4年6月9日	令和4年6月10日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	香川県	
G1220610-14	令和4年6月9日	令和4年6月10日	電気洗濯機	火災	当該電気洗濯機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	広島県	

※ 管理番号:国土交通省(E)、警察庁(F)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

別紙

■地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
220607-008	令和4年3月15日	令和4年6月7日	保育サービス	重傷1名(1歳)	保育施設において、合同保育中の幼児が、走ってきた他児らに衝突され、転倒し、左上腕骨骨折の重傷。なお、年齢の低い当該幼児と他児との合同保育は安全上問題があった。	静岡県	
220609-009	令和4年4月30日	令和4年6月9日	自転車	重傷1名(2歳)	店舗で幼児が当該自転車を使用中、他の幼児がチェーン付近に手を入れて左手指を挟み、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和4年5月24日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
220609-011	令和4年4月25日	令和4年6月9日	障害福祉サービス	重傷1名	障害者支援施設において、入浴介助の際、職員が利用者の指等の巻き込み確認をせずにストレッチャーの柵を上げたため、右第二指中節骨基部骨折の重傷。	宮城県	